

## 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定書

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部（以下「乙」という。）とは、埼玉県北部地域内に存する空き家の利活用等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、埼玉県北部地域内の空き家を市場へ流通させ、空き家の利活用を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における「空き家の利活用等」とは、空き家の活用に関する相談（以下「活用相談」という。）及び空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に登録申請をした者の物件に対し、空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用登録者」という。）との売買又は賃貸借の代理若しくは媒介を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定書における用語の意義は、埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱において使用する用語の例による。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から活用相談の申込みを受けたときは、乙に依頼し、必要となる情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、空き家バンクを設置し、インターネット等を通じて、登録された空き家を広く一般に周知するものとする。

3 甲は、空き家バンクに登録された空き家の取引促進のため、のぼり、その他の物品を乙に提供することができる。

4 甲は、調査・相談等により把握した空き家のうち、活用可能な空き家について、所有者等に利活用に関する情報を提供するものとする。

5 甲は、利用登録者から登録された空き家について交渉の申込みがあったときは、書面により乙に通知するものとする。

6 甲は、利用登録者の空き家の希望条件等の情報（個人情報を除く。）を乙に提供することができる。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、前条第1項の規定により、甲から提供された空き家に関する情報について、所属会員に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から提供された空き家に関して、所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、活用相談に関する協力を求め、相談を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）を1者以上選定するものとする。

3 相談取扱者は、活用相談の結果を踏まえ、空き家の売却又は賃貸の代理若しくは媒介を行うことが適当であると判断した空き家については空き家バンクへの登録を勧めるものとし、そうでないものについては所有者等に処分方法等の助言を行うものとする。

4 乙は、相談取扱者が行った活用相談の結果を書面で甲に報告するとともに、前項の登録に必要な情報を甲に提供するものとする。

5 乙は、前条第5項の規定により、甲から通知を受けたときは、当該空き家の媒介業者に連絡するものとする。

6 乙は、媒介業者が行った当該物件の交渉結果について書面により甲に報告するものとする。

7 乙は、乙に所属する会員が有する埼玉県北部地域内の空き家の情報を甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(事務の処理)

第6条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱者を設置する。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

(代理又は媒介の報酬)

第7条 空き家の代理又は媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(苦情等の処理)

第8条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空き家の代理又は媒介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成 29 年 1 月 30 日

甲 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1  
熊谷市  
熊谷市長 富岡 清

埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号  
本庄市  
本庄市長 吉田 信解

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号  
深谷市  
深谷市長 小島 進

埼玉県児玉郡美里町大字木部 3 2 3 番地 1  
美里町  
美里町長 原田 信次

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 9 0 9 番地  
神川町  
神川町長 清水 雅之

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8 番地  
上里町  
上里町長 関根 孝道

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1  
寄居町  
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県熊谷市籠原南 3 丁目 1 8 7 番地  
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部  
支部長 内田 茂

## 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定書

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部（以下「乙」という。）とは、埼玉県北部地域内に存する空き家の利活用等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、埼玉県北部地域内の空き家を市場へ流通させ、空き家の利活用を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における「空き家の利活用等」とは、空き家の活用に関する相談（以下「活用相談」という。）及び空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に登録申請をした者の物件に対し、空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用登録者」という。）との売買又は賃貸借の代理若しくは媒介を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定書における用語の意義は、埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱において使用する用語の例による。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から活用相談の申込みを受けたときは、乙に依頼し、必要となる情報を乙に提供するものとする。

- 2 甲は、空き家バンクを設置し、インターネット等を通じて、登録された空き家を広く一般に周知するものとする。
- 3 甲は、空き家バンクに登録された空き家の取引促進のため、のぼり、その他の物品を乙に提供することができる。
- 4 甲は、調査・相談等により把握した空き家のうち、活用可能な空き家について、所有者等に利活用に関する情報を提供するものとする。
- 5 甲は、利用登録者から登録された空き家について交渉の申込みがあったときは、書面により乙に通知するものとする。
- 6 甲は、利用登録者の空き家の希望条件等の情報（個人情報を除く。）を乙に提供することができる。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、前条第1項の規定により、甲から提供された空き家に関する情報について、所属会員に周知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲から提供された空き家に関して、所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、活用相談に関する協力を求め、相談を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）を1者以上選定するものとする。
- 3 相談取扱者は、活用相談の結果を踏まえ、空き家の売却又は賃貸の代理若しくは媒介を行うことが適当であると判断した空き家については空き家バンクへの登録を勧めるものとし、そうでないものについては所有者等に処分方法等の助言を行うものとする。

4 乙は、相談取扱者が行った活用相談の結果を書面で甲に報告するとともに、前項の登録に必要な情報を甲に提供するものとする。

5 乙は、前条第5項の規定により、甲から通知を受けたときは、当該空き家の媒介業者に連絡するものとする。

6 乙は、媒介業者が行った当該物件の交渉結果について書面により甲に報告するものとする。

7 乙は、乙に所属する会員が有する埼玉県北部地域内の空き家の情報を甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(事務の処理)

第6条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱者を設置する。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

(代理又は媒介の報酬)

第7条 空き家の代理又は媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(苦情等の処理)

第8条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空き家の代理又は媒介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成 29 年 1 月 30 日

甲 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1  
熊谷市  
熊谷市長 富岡 清

埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号  
本庄市  
本庄市長 吉田 信解

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号  
深谷市  
深谷市長 小島 進

埼玉県児玉郡美里町大字木部 3 2 3 番地 1  
美里町  
美里町長 原田 信次

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 9 0 9 番地  
神川町  
神川町長 清水 雅之

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8 番地  
上里町  
上里町長 関根 孝道

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1  
寄居町  
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県本庄市朝日町 3 丁目 1 番 1 9 号  
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部  
支部長 江原 貞治

## 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定書

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県北支部（以下「乙」という。）とは、埼玉県北部地域内に存する空き家の利活用等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、埼玉県北部地域内の空き家を市場へ流通させ、空き家の利活用を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における「空き家の利活用等」とは、空き家の活用に関する相談（以下「活用相談」という。）及び空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に登録申請をした者の物件に対し、空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用登録者」という。）との売買又は賃貸借の代理若しくは媒介を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定書における用語の意義は、埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱において使用する用語の例による。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から活用相談の申込みを受けたときは、乙に依頼し、必要となる情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、空き家バンクを設置し、インターネット等を通じて、登録された空き家を広く一般に周知するものとする。

3 甲は、空き家バンクに登録された空き家の取引促進のため、のぼり、その他の物品を乙に提供することができる。

4 甲は、調査・相談等により把握した空き家のうち、活用可能な空き家について、所有者等に利活用に関する情報を提供するものとする。

5 甲は、利用登録者から登録された空き家について交渉の申込みがあったときは、書面により乙に通知するものとする。

6 甲は、利用登録者の空き家の希望条件等の情報（個人情報を除く。）を乙に提供することができる。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、前条第1項の規定により、甲から提供された空き家に関する情報について、所属会員に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から提供された空き家に関して、所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、活用相談に関する協力を求め、相談を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）を1者以上選定するものとする。

3 相談取扱者は、活用相談の結果を踏まえ、空き家の売却又は賃貸の代理若しくは媒介を行うことが適当であると判断した空き家については空き家バンクへの登録を勧めるものとし、そうでないものについては所有者等に処分方法等の助言を行うものとする。

4 乙は、相談取扱者が行った活用相談の結果を書面で甲に報告するとともに、前項の登録に必要な情報を甲に提供するものとする。

5 乙は、前条第5項の規定により、甲から通知を受けたときは、当該空き家の媒介業者に連絡するものとする。

6 乙は、媒介業者が行った当該物件の交渉結果について書面により甲に報告するものとする。

7 乙は、乙に所属する会員が有する埼玉県北部地域内の空き家の情報を甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(事務の処理)

第6条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱者を設置する。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

(代理又は媒介の報酬)

第7条 空き家の代理又は媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(苦情等の処理)

第8条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空き家の代理又は媒介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

甲 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1  
熊谷市  
熊谷市長 富岡 清

埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号  
本庄市  
本庄市長 吉田 信解

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号  
深谷市  
深谷市長 小島 進

埼玉県児玉郡美里町大字木部 3 2 3 番地 1  
美里町  
美里町長 原田 信次

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 9 0 9 番地  
神川町  
神川町長 山崎 正弘

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8 番地  
上里町  
上里町長 山下 博一

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1  
寄居町  
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県熊谷市上根 5 0 1 番地  
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県北支部  
支部長 長島 友伸

## 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定書

熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県央東支部（以下「乙」という。）とは、埼玉県北部地域内に存する空き家の利活用等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、埼玉県北部地域内の空き家を市場へ流通させ、空き家の利活用を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における「空き家の利活用等」とは、空き家の活用に関する相談（以下「活用相談」という。）及び空き家の売却又は賃貸を希望し、甲に登録申請をした者の物件に対し、空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用登録者」という。）との売買又は賃貸借の代理若しくは媒介を行うことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この協定書における用語の意義は、埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱において使用する用語の例による。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から活用相談の申込みを受けたときは、乙に依頼し、必要となる情報を乙に提供するものとする。

2 甲は、空き家バンクを設置し、インターネット等を通じて、登録された空き家を広く一般に周知するものとする。

3 甲は、空き家バンクに登録された空き家の取引促進のため、のぼり、その他の物品を乙に提供することができる。

4 甲は、調査・相談等により把握した空き家のうち、活用可能な空き家について、所有者等に利活用に関する情報を提供するものとする。

5 甲は、利用登録者から登録された空き家について交渉の申込みがあったときは、書面により乙に通知するものとする。

6 甲は、利用登録者の空き家の希望条件等の情報（個人情報を除く。）を乙に提供することができる。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、前条第1項の規定により、甲から提供された空き家に関する情報について、所属会員に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から提供された空き家に関して、所有者等の意向に基づき、所属会員に対し、活用相談に関する協力を求め、相談を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）を1者以上選定するものとする。

3 相談取扱者は、活用相談の結果を踏まえ、空き家の売却又は賃貸の代理若しくは媒介を行うことが適当であると判断した空き家については空き家バンクへの登録を勧めるものとし、そうでないものについては所有者等に処分方法等の助言を行うものとする。

4 乙は、相談取扱者が行った活用相談の結果を書面で甲に報告するとともに、前項の登録に必要な情報を甲に提供するものとする。

5 乙は、前条第5項の規定により、甲から通知を受けたときは、当該空き家の媒介業者に連絡するものとする。

6 乙は、媒介業者が行った当該物件の交渉結果について書面により甲に報告するものとする。

7 乙は、乙に所属する会員が有する埼玉県北部地域内の空き家の情報を甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(事務の処理)

第6条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱者を設置する。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

(代理又は媒介の報酬)

第7条 空き家の代理又は媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(苦情等の処理)

第8条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空き家の代理又は媒介の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

甲 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1  
熊谷市  
熊谷市長 富岡 清

埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号  
本庄市  
本庄市長 吉田 信解

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号  
深谷市  
深谷市長 小島 進

埼玉県児玉郡美里町大字木部 3 2 3 番地 1  
美里町  
美里町長 原田 信次

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 9 0 9 番地  
神川町  
神川町長 山崎 正弘

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8 番地  
上里町  
上里町長 山下 博一

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1 1 8 0 番地 1  
寄居町  
寄居町長 花輪 利一郎

乙 埼玉県川越市松江町 1 丁目 4 番地 2  
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県央東支部  
支部長 小久保 進